

平成 26～29 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立総合病院物流管理業務委託契約書(案)

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、甲が別に定める「平成26～29年度地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院物流管理業務委託仕様書等」及び乙が甲に提示した「プロポーザル提案書」（以下「仕様書等」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務及び委託期間）

第 2 条 乙は、甲が別に定める仕様書等に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、平成27年2月1日から平成30年1月31日に委託業務を実施するものとする。

（委託費及び支払方法）

第 3 条 甲は、乙に対し委託業務を実施するための費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含まず）とする。

2 甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として別表1のとおり支払うものとする。

2 乙は当該月分の委託料を翌月の10日までに甲に請求し、甲は請求書を受理した月の末日までに支払うものとする。

（委託業務実施計画書の提出）

第 4 条 乙は、この契約の締結後10日以内に様式1により委託業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認められるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（契約の変更）

第 5 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 6 条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、この契約に基づき受託契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、止むを得ない場合であって、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務責任者）

第8条 乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

3 甲は、業務責任者が委託業務遂行することが困難であると判断した場合には、乙にその理由を明示し、業務責任者の交替を申し伝えることができる。その際、乙は速やかに対応する措置をとらなければならない。

（セルフモニタリング等）

第9条 乙は、**様式2**に定める委託業務日誌を甲に提出すること。また、以下の事項について**様式3**に定める委託業務提案改善報告書を毎月の業務終了後、翌月5日までに提出すること。

ア セルフモニタリング

業務遂行にあたって、乙が業務の効率化や病院経営に貢献するために、業務の範囲内で自ら改善をした事項を自己評価し報告すること。

イ 提案事項

受託業務以外の業務を見直すことにより、病院経営の改善や患者満足度の向上あるいは受託業務の効率化が見込まれる事項を提案すること。

（定期モニタリングの実施、委託料の減額、契約の解除、契約期間の延長）

第10条 甲は、乙の業務実施状況について、契約期間中の毎4、7、10、1月に**別表2**に定めるところによりモニタリングを実施する。その結果、成績不良と判定された場合、甲は、次のモニタリング実施までの期間の委託料を**別表3**に基づき減額することができる。

2 モニタリングは、甲又は甲の指定する第三者が実施する。乙は、モニタリングで指摘された事項について、改善計画書（様式任意）を提出し、実施状況報告書（様式任意）を提出するものとする。

3 結果が継続して不良の場合、甲は乙に対して業務改善命令を行う。

4 前項の命令後も結果の不良が続く場合は、甲は本契約を解除することができる。

5 毎1月（最終年のみ9月）に実施するモニタリングは経過期間（平成27年2月から12月、平成28年1月から12月、平成29年1月から平成29年8月）に係る委託業務実施状況の総合検査を兼ねるものとし、成績不良の場合、甲はこの契約を解除することができる。

6 甲は、乙に対してモニタリングの結果及びその理由を、減額及び解除を実施する前に説明するものとする。

7 乙は、モニタリング結果に納得できない場合、主張書（様式任意）を甲に対して提示できるものとし、その場合にはモニタリング結果について甲乙協議するものとする。

8 最終契約年の9月に実施するモニタリングにおいて**別表4**に定める基準に当てはまる場合で、かつ診療材料委員会院内物流管理部会において承認を受けた場合、甲は乙との契約期間を延長することができる（延長できる期間は、年毎に9月時のモニタリングをもってその年間の評価を行い、最長2年間とする。）ただし、当該最終モニタリングから業務満了期間までの間に重大な過失事故等が発生した場合にはこの限りではない。

（委託業務の実施に必要な施設等）

第11条 甲は、委託業務従事者の詰所及び作業場として建物の一部を無償で乙の使用に供するものとする。

2 甲は、業務の実施に必要な設備及び備品を無償で乙の使用に供するものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から提供された施設の一部、設備及び備品（以下、「施設等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的外に使用してはならない。また、改造等を行う場合は、甲の承諾を得るものとする。

4 この契約期間が満了したとき、又は第15条によりこの契約が解除されたときは、乙は、施設等を原状に復して返還しなければならない。これに要する経費は乙の負担とする。

（委託業務に要する費用）

第12条 乙が委託業務を実施するために必要とする費用の負担については、仕様書等に定める。

（引継）

第13条 乙は、業務終了時において、甲又は次契約業者に対してすべての業務（データ類を含む）を引継ぎ、甲又は次契約業者が円滑に業務を開始できるようにし、代表者が引継終了報告書に署名しなければならない。

（個人情報保護）

第14条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、前項のほか、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(3) 乙が正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。

(4) 乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与してい

ると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第16条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

3 乙は前項の賠償能力があることを証する書類を、甲に提出しなければならない。

(著作権の帰属)

第17条 乙は、この契約に基づき作成した成果物（以下「成果物」という。）の著作権を著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、甲に無償譲渡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約前から乙が著作権を有するもの（以下「乙著作物」という。）が含まれている場合は、乙著作物の著作権は甲に譲渡されないものとする。

3 乙は、成果物に関する著作権者人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(データ保護)

第18条 乙は、甲の施設設備等を利用する場合は、データの漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、次に掲げるものの維持管理に当たらなければならない。

(1) 磁気テープ、フロッピーディスクその他の媒体に記録されているデータ

(2) データが記録されている入力帳票及び出力帳票

(3) 電子計算機処理に関するドキュメント及びプログラム

(4) 仕様書等で指定したもの

(5) その他委託業務を遂行する上で使用するもの

(処理状況の報告等)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務実績報告書の提出)

第20条 乙は、委託業務の終了後、速やかに**様式4**による委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による乙から書類の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、乙に対して通知するものとする。

(データの複写及び複製の禁止)

第21条 乙は、委託業務に係る一切のデータを複写し、又は複製してはならない。

(データ等の廃棄)

第22条 乙は、委託業務の終了後において、データその他記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(委託費の処理)

第23条 甲又は乙が、第15条第1項又は第3項の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(違約金)

第24条 乙は、乙の責に帰すべき事由によりこの契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に払わなければならない。

(秘密の保持)

第25条 乙は、委託業務を処理する上で知りえた秘密を、本契約期間中はもとより、委託契約を中止または終了した後も、第三者に漏らしてはならない。

(健康管理)

第26条 乙は、従事者の健康管理に努め、1年に1回以上健康診断を行い、実施後速やかに書面にて甲に報告するものとする。

2 乙は、従事者にインフルエンザの予防接種を受けさせなければならない。

3 乙は、感染症拡大防止のため、感染性の高い疾病に罹患した従事者を生じたときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(合意管轄)

第27条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第28条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1
氏 名 地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成

(乙) 住 所
氏 名

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業員に個人情報を取り扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

事項は、法令等によるほか、甲乙協議して決定する。

別表 1

業務委託料
月額 〇〇〇〇〇円 (税抜) (A)

月額委託料 (税込) = (A) + (A)に税率を乗じた額 (円未満切り捨て)

別表 3

減額基準及びポイント基準

評価点	減額幅	ポイント	備考
200~160	0%	+2	評価点は、別表 2 に基づき算出する。
159~120		+1	
119~100		0	
99~0	3%	-1	

別表 4

延長条件	延長期間
必須条件を達成した場合において、総合評価にて延長の是非を判断する。 【必須条件】 業務開始以来のポイントが 6 ポイント以上かつ総合評価での評価点が 204/340 点以上	1 年延長 (最長 2 年)

様式 1

平成 年 月 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成 様

(社名)
(代表者職・名)

委託業務実施計画書の提出について

平成26～29年度地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院物流管理業務委託契約書第4条の規定に基づき、委託業務実施計画書を提出します。

※別添として計画書を添付すること（様式任意）

様式 2

委託業務日誌

静岡県立総合病院 様

平成 年 月 日

受 託 者 名	
業 務 責 任 者 氏 名	(印)

1. 報告連絡

業務内容	報告連絡その他特記事項
業務全体	
診療材料等	
医薬品	
手術室・血管造影室	

2. 業務従事者に対する研修等の実施内容

--

※内容は適宜改変する。

様式3

委託業務提案改善報告書（平成 年 月分）

静岡県立総合病院 様

受託者名	
統括責任者氏名	印

1. セルフモニタリング（自己評価）

--

2 提案

--

様式 4

平成 年 月 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成 様

(社名)
(代表者職・名)

委託業務実績報告書の提出について

平成 26～29 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院物流管理業務委託を完了しましたので地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院物流管理業務委託契約書第 20 条の規定に基づき、委託業務実績報告書を提出します。

※別添として報告書を添付すること（様式任意）